

川崎市公報

毎月2回10日25日発行
発行所 川崎市役所
印刷所 文昭堂印刷(株)

購読料(前納)
1年 10,800円
1月 900円

目 次

目 次	
[規則]	
◇川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則(第18号).....	4
◇川崎市助役事務分担規則及び川崎市長職務代理順序に関する規則の一部を改正する規則(第19号).....	35
◇川崎市公文書管理規則(第20号).....	35
◇川崎市公印規則の一部を改正する規則(第21号).....	38
◇川崎市職員月額旅費支給規則を廃止する規則(第22号).....	39
◇川崎市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則(第23号).....	39
◇川崎市職員被服貸与規則の一部を改正する規則(第24号).....	40
◇川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(第25号).....	41
◇川崎市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則(第26号).....	42
◇川崎市財産規則等の一部を改正する規則(第27号).....	43
◇川崎市契約規則の一部を改正する規則(第28号).....	46
◇川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則(第29号).....	47
◇川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第30号).....	54
◇川崎市中原会館条例施行規則の一部を改正する規則(第31号).....	55
◇川崎市余熱利用市民施設条例施行規則の一部を改正する規則(第32号).....	56
◇川崎市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則(第33号).....	56
◇川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第34号).....	57
◇川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則の一部を改正する規則(第35号).....	59
◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	
施行規則の一部を改正する規則(第36号).....	68
◇川崎市保健所長委任規則の一部を改正する規則(第37号).....	75
◇川崎市母子保健法施行細則及び福祉措置による川崎市乗合自動車特別乗車証交付規則の一部を改正する規則(第38号).....	75
◇川崎市栄養改善法施行細則の一部を改正する規則(第39号).....	76
◇川崎市臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(第40号).....	76
◇川崎市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則(第41号).....	76
◇川崎市立看護短期大学学則の一部を改正する規則(第42号).....	76
◇川崎市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第43号).....	77
◇川崎市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則(第44号).....	90
◇川崎市児童相談所長委任規則の一部を改正する規則(第45号).....	90
◇社会福祉法人に対する助成条例施行規則の一部を改正する規則(第46号).....	90
◇川崎市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(第47号).....	91
◇川崎市授産場管理規則の一部を改正する規則(第48号).....	100
◇川崎市生活資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則(第49号).....	101
◇川崎市土地区画整理事業助成規則の一部を改正する規則(第50号).....	105
◇川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(第51号).....	106
◇川崎市下水道事業財務規則の一部を改正する規則(第52号).....	107
◇川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則(第53号).....	107
◇地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則(第54号).....	109
◇川崎市子どもの権利委員会規則(第55号).....	110

第31号様式を次のように改める。

第31号様式

廃棄物再生利用指定業者事業 廃止 届出書
変更 年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

届出者
郵便番号
住 所
ふりがな
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号
FAX番号

川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則第35条第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

指 定 年 月 日	年 月 日	
指 定 番 号	第 号	
廃 止 の 年 月 日	年 月 日	
廃止した事業の範囲		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 理 由		
※事務処理欄		

備考 ※欄は、記入しないでください。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成13年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年3月30日

川崎市長 高 橋 清

川崎市規則第36号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第128号)の一部を次のように改正する。

目次中「第60条」を「第60条の2」に改める。

第25条第1項第2号中「(大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第1項に規定する店舗面積をいう。以下同じ。)」を削る。

第56条第3号中「患者の収容施設」を「患者を入院させるための施設」に改める。

第60条を次のように改める。

(大型小売店における夜間小売業に係る届出)

第60条 条例第64条の2第1項第7号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 大型小売店の位置
- (2) 大型小売店を夜間において利用する者に供される駐車施設及び駐輪施設の位置及び収容台数並びに夜間においてこれらの施設を利用できる時間帯
- (3) 夜間において荷さばきを行う場所及び時間帯
- (4) その他大型小売店における夜間小売業に係る外部騒音による公害の防止に必要な限度において、市長が必要と認める事項

2 条例第64条の2第1項の規定による届出は、大型小売店における夜間小売業開始届出書(第24号様式の2)により行うものとする。

3 条例第64条の2第2項の規定による届出は、大型小売店における夜間小売業に係る変更計画届出書(第24号様式の3)により行うものとする。

4 条例第64条の2第3項の規定による届出は、大型小売店における夜間小売業に係る変更届出書(第24号様式の4)により行うものとする。

5 条例第64条の2第4項の規定による届出は、大型小売店における夜間小売業に係る廃止等届出書(第24号様式の5)により行うものとする。

第5章第4節中第60条の次に次の1条を加える。

第60条の2 条例第64条の4第3項の規定による届出は、大型小売店における夜間小売業に係る地位承継届出書(第24号様式の6)により行うものとする。

第69条第2項第1号中「合併又は相続」を「相続、合併又は分割」に改める。

様式目次中

24	不飽和ポリエステル樹脂塗布作業に係る中止届出書	第55条第3項
----	-------------------------	---------

を

24	不飽和ポリエステル樹脂塗布作業に係る中止届出書	第55条第3項
24の2	大型小売店における夜間小売業開始届出書	第60条第2項
24の3	大型小売店における夜間小売業に係る変更計画届出書	第60条第3項
24の4	大型小売店における夜間小売業に係る変更届出書	第60条第4項
24の5	大型小売店における夜間小売業に係る廃止等届出書	第60条第5項
24の6	大型小売店における夜間小売業に係る地位承継届出書	第60条の2

に改める。

第24号様式の次に次の5様式を加える。